

産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱

制定 平成5年3月1日
改正 平成7年9月22日
平成10年3月30日
平成10年6月16日
平成13年4月1日
平成18年4月1日
平成20年4月1日
平成21年4月1日
平成30年3月22日
令和2年4月1日
令和3年8月1日
令和5年5月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第4条第2項の規定に基づく広島県の措置の一環として、産業廃棄物処理施設の設置等に伴う紛争の予防と調整を図るため、施設の設置等に係る事業計画の事前協議及び地元説明会の開催など、許可申請前の手続き（以下「地元調整」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のうち、最終処分場、焼却施設、廃水銀等の硫化施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設（以下「最終処分場等」という。）をいう。
- (2) 設置者 産業廃棄物処理施設を新たに設置しようとする者、又は既設の産業廃棄物処理施設の構造若しくは規模を変更（軽微な変更を除く。以下「変更」という。）しようとする者をいう。
- (3) 関係地域 この要綱に基づき、設置者が地元説明会等を実施する地域として、厚生環境事務所長が関係市町の長及び設置者の意見を聴いて定める地域をいう。
- (4) 地域関係者 関係地域内に住所を有する者、関係地域内で農業、林業、漁業、工業等の事業活動を行う者及び関係地域内の利水を管理する者をいう。
- (5) 関係市町 関係地域が属する市町をいう。
- (6) 厚生環境事務所 設置者が産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又は変更しようとする場所を管轄する県厚生環境事務所をいう。

(県の責務)

第3条 厚生環境事務所は、関係市町と密接な連携を図るとともに、その協力を得て、この要綱に定める手続き等が適正かつ円滑に行われるように努めるものとする。

2 県産業廃棄物対策課は、厚生環境事務所に対して、この要綱に定める事務に関する情報提供及び助言等を行うものとする。

(市町の協力)

第4条 関係市町は、適正な土地利用及び健全な生活環境の保全を図る立場から、この要綱に基づく地元調整に関する事務に協力するものとする。

(設置者及び地域関係者の責務)

第5条 設置者は、産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又は変更しようとするときは、紛争の予防と調整に関して、県及び市町が行う施策に協力するとともに、地域関係者との良好な関係を損なわないよう、地元説明会の積極的な開催等、必要な措置を講じなければならない。

2 設置者及び地域関係者（以下「関係者」という。）は、相互の立場を尊重し、紛争が生じたときは、互譲の精神を持って、自主的に解決するよう努めなければならない。

(事前協議書の提出)

第6条 設置者は、産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又は変更しようとするときは、別記様式第1号による事前協議書を厚生環境事務所に提出しなければならない。この場合において、提出部数は正本について1部、第8条に規定する閲覧用の副本について厚生環境事務所に求める部数とする（第11条から第13条まで及び第16条から第18条までにおける提出部数も同様とする。）。

2 厚生環境事務所に提出したときは、厚生環境事務所に提出した関係市町の長に事前協議書の写しを送付するものとする。

(関係地域の指定)

第7条 厚生環境事務所に提出したときは、関係市町の長及び設置者の意見を聴いた上で、事業計画に係る関係地域を指定するものとする。

2 厚生環境事務所に提出したときは、関係市町の長及び設置者に通知するものとする。

(事前協議書等の閲覧)

第8条 厚生環境事務所に提出したときは、当該通知及び事前協議書（以下「資料」という。）を閲覧に供するものとする。

2 厚生環境事務所に提出したときは、第14条に掲げる生活環境の保全に関する協定が締結された場合、廃止の届出があった場合又は地元調整が失効となった場合等、要綱による地元調整の継続が必要ないと認めるときは、その日の翌日から起算して30日を経過する日をもって資料の閲覧を終了するものとする。

(関係市町の意見等)

第9条 第6条第2項の規定により厚生環境事務所に提出した関係市町の長は、その事業計画について、設置者に直接説明を求めることができるとともに、適正な土地利用及び健全な生活環境の保全を図る見地から、厚生環境事務所に意見書を提出するものとする。

(地元説明会の開催)

第10条 設置者は、地域関係者を対象に事業計画に関する地元説明会を開催しなければならない。

2 設置者は、前項の地元説明会を開催するに当たっては、地域関係者に配慮し、事前に地元説明会開催の趣旨、開催日時及び開催場所等を記載した文書を回覧するなどして、周知を図るとともに、地区毎や複数回の開催など必要な措置を講じなければならない。

3 設置者は、地元説明会を開催できない正当な理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、地元説明会に代わる方法によって、地域関係者に事業計画の内容を説明することができる。

(地元説明会等実施状況の報告書)

第11条 設置者は、地元説明会等を実施した場合は遅滞なく、別記様式第2号による報告書を厚生環境事務所に提出しなければならない。

2 厚生環境事務所に提出したときは、当該報告書を第8条の例により閲覧に供するものとする。

3 厚生環境事務所に提出したときは、その写しを関係市

町の長に送付するものとする。

(意見書の提出)

第12条 地域関係者は、地元説明会等の日から30日以内に、設置者に対して、地域における健全な生活環境の保全を図る見地から、事業計画についての意見書を提出することができる。

2 設置者は、地域関係者から前項の規定による意見書の提出があったときは、速やかにその意見書の写しを厚生環境事務所に提出しなければならない。

3 厚生環境事務所長は、前項の規定による意見書の写しの提出があったときは、当該意見書の写しを第8条の例により閲覧に供するものとする。

4 厚生環境事務所長は、第2項の規定による意見書の写しの提出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

(意見の調整)

第13条 設置者は、地域関係者から提出された意見に対する設置者の見解を、再び地元説明会を開催すること等により、地域関係者に説明し、意見の調整を図らなければならない。

2 前項の地元説明会の開催等の手続きについては、第10条から第12条までの規定を準用する。

3 設置者は、厚生環境事務所長が必要と認めるときは、地域関係者との意見の調整状況を整理し、別記様式第3号による報告書を厚生環境事務所長に提出しなければならない。

4 厚生環境事務所長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書を第8条の例により閲覧に供するものとする。

5 厚生環境事務所長は、第3項の規定による報告書の提出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

(生活環境の保全に関する協定)

第14条 関係者は、意見の調整の結果、生活環境の保全に関する協定を締結することができる。

2 関係者は、生活環境の保全に関する協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

(厚生環境事務所の指導等)

第15条 厚生環境事務所長は、関係者の相当の努力にもかかわらず、意見の調整が難しい状況にあると思料するときは、関係市町の協力のもとに、関係者に対して、生活環境保全上の助言を行い、関係者双方の合意が得られるよう指導するものとする。

2 厚生環境事務所長は、前項の指導にもかかわらず、地元調整の見込みがないと認めるときは、関係市町の長及び設置者に対し、この要綱に基づく指導及び助言の打ち切りを通知するものとする。

(事業計画等の変更及び廃止)

第16条 設置者は、地域関係者の意見等により事前協議書の記載事項を変更しようとするときは、別記様式第4号により厚生環境事務所長に届け出なければならない。

2 事前協議書を提出した設置者が、当該事業計画を廃止しようとするときは、別記様式第5号により厚生環境事務所長に届け出なければならない。

3 厚生環境事務所長は、第1項又は前項の規定による届出書の提出があったときは、当該届出書を第8条の例により閲覧に供するものとする。

4 厚生環境事務所長は、設置者から事前協議書の記載事項の変更又は当該事業計画の廃止の届出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

(報告の徴収)

第17条 厚生環境事務所長及び関係市町の長は、設置者に対し、この要綱の実施に必要な事項について別記様式第3号による報告書の提出を求めることができる。

2 厚生環境事務所長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書を第8条の例により閲覧に供することができる。

(定期報告)

第18条 設置者は、事前協議書、第11条、第13条若しくは前条の報告書又は第16条の届出書(以下「事前協議書等」という。)のいずれかを最後に提出した日から1年を経過する日までに、別記様式第3号による報告書を厚生環境事務所に提出しなければならない。

2 設置者は、前項による報告書の提出から1年を経過する日までごとに別記様式第3号による報告書を厚生環境事務所に提出しなければならない。ただし、設置者が前項による報告から1年を経過する日までに事前協議書等を提出した場合はこの限りでない。

3 厚生環境事務所長は、第1項又は前項の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書を第8条の例により閲覧に供するものとする。

4 厚生環境事務所長は、第1項又は第2項の規定による報告書の提出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

(地元調整の失効)

第19条 設置者が前条第1項又は第2項による報告を期限までにしなかった場合、当該事業計画を廃止したものとみなす。ただし、設置者から申出があり、かつ、厚生環境事務所長が正当な理由があると認めるときはこの限りでない。

(要綱手続き前の地元調整)

第20条 設置者が、この要綱に基づく地元調整に先立ち、任意の地元調整を行うことを妨げない。

(勧告及び公表)

第21条 厚生環境事務所長は、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 設置者が事前協議書を提出せず、又は虚偽の事前協議書を提出したとき。

(2) 正当な理由がなく地元説明会等を開催しないとき。

(3) この要綱に定める手続きを不正又は不誠実な方法により行ったとき。

2 環境県民局長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

3 環境県民局長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該設置者に対してその意見を述べる機会を与えるものとする。

4 厚生環境事務所長は、環境県民局長が第2項の規定により公表したときは、その内容を関係市町の長に通知するものとする。

(適用除外)

第22条 次のいずれかに該当する場合は、この要綱を適用しない。

(1) 国又は地方公共団体が産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又は変更する場合

(2) 広島市、呉市及び福山市の区域内において産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又は変更する場合

(3) その他厚生環境事務所長が認める場合

(準用)

第23条 この要綱は、法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設のうち最終処分場等を新たに設置し、又は変更しようとする場合に準用する。

2 第2条第1号に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の処理施設(屋外積替保管施設を含む。)及び法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設のうち最終処分場等以外の施設を新たに設置し、又は変更しようとする場合であって、厚生環境事務所長が必要と認めるものについては、この要綱を準用することができる。

3 設置者が許可申請を行った後において、厚生環境事務所長が引き続き要綱に基づく手続きを継続する必要があると認めるときにおいては、この要綱を準用することができる。

附 則（平成5年3月1日制定）

（施行期日）

1 この要綱は平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱施行の際、産業廃棄物処理施設の設置等について、許可申請書等が提出され、現に審査中のものについては、この要綱は適用しない。
- 3 この要綱施行の際、保健所長が、この要綱の規定による地元調整の手続きに準ずる手続きが既に行われていると認める事案については、その地元調整の状況に応じて、この要綱に基づく地元調整の手続きの一部又は全部が実施されたものとみなすことができる。

附 則（平成7年9月22日改正）

この要綱は平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日改正）

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月16日改正）

この要綱は平成10年6月17日から施行する。

附 則（平成13年4月1日改正）

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日改正）

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日改正）

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日改正）

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日改正）

この要綱は平成30年3月22日から施行する。

附 則（令和2年4月1日改正）

（施行期日）

1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和2年4月1日改正前に要綱手続きを開始していたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年8月1日改正）

この要綱は令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日改正）

この要綱は令和5年5月1日から施行する。